

各薬局の代表者様

香川県健康福祉部感染症対策課長

改正感染症法に基づく医療措置協定に係る協議の実施について（依頼）

本県の感染症対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対応を教訓として、新たな感染症に対する医療提供体制を迅速かつ適確に構築するため、令和4年12月の感染症法の改正により医療措置協定制度が創設されました（令和6年4月1日施行）。

これは、新たな感染症の感染拡大に備えて、あらかじめ県と医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）が協定を締結し、新興感染症発生時に要請する医療措置の内容を明らかにしておくとともに、平時から感染対策に係る準備をしていただくことで、新型コロナ発生時に構築した医療提供体制（入院、外来、在宅療養等）を、迅速に構築できるようにするものです。

については、当該協定に向けて、下記のとおり協議を実施しますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象 香川県内の全ての病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
- 2 回答様式 「医療措置協定の締結に係る協議書」のとおり
※電子データは、県ホームページ（「6説明資料」記載 URL 先のページ）にも掲載していますので、ダウンロードして、御回答ください。
- 3 回答期限 令和6年3月15日（金）
※各薬局の御回答を県で確認し、協議が整った薬局から、順次、協定締結してまいりますので、御検討がお済みになった薬局におかれましては、回答期限に関わらず、御回答くださるようお願いいたします。
- 4 回答方法 原則として、電子メールで以下の宛先まで御回答ください。
【電子メール】 kansensyo@pref.kagawa.lg.jp
※ 電子メールでの回答が難しい場合は、FAXでの回答をお願いします。
【FAX】 087-861-1421

- 5 協議に応 改正感染症法において、「協議に応じる義務」の規定が創設されました。薬局の実
じる義務 情に応じて、やむを得ず、医療措置協定を締結しないことも想定されますが、協定
締結に係る協議には、全ての薬局が必ずご回答ください。

※本調査への回答をもって、「協議を実施した」とみなしますが、回答内容によっ
ては、各薬局の地域における役割分担や新型コロナでの対応実績を踏まえ、個
別にご相談させていただくことがあります。

(参考) 改正感染症法第 36 条の 3

第 36 条の 3 都道府県知事は新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等
感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講
ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したとき
は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結するものとし
る。(省略)

2 前項の規定による協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。
(以下、省略)

- 6 説明資料 説明資料等を県ホームページに掲載しています。

【説明資料、医療措置協定の締結に係る協議書等 URL、二次元バーコード】

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kansensyo/kansensyoujouhou/topics/iryousotikyoutei_kyougi.html



【説明動画 URL】

<https://www.youtube.com/watch?v=Zxv17jy80Rk>

- 7 留意事項 薬剤師会の会員で、「災害・感染症対応薬局」となっていた薬局及び医療措置協定
に向けての事前調査（令和 5 年 7 月末から 8 月にかけて実施）への回答において、
「協定締結可能」と御回答された薬局については、その内容を別添のとおり、添付
しておりますので、その内容を踏まえて医療措置内容について、ご検討くださるよ
うお願いします。

※事前調査に未回答であった薬局においても、今回は、御回答くださるようお願
いします。

- 8 その他 医療措置協定に係る協議は、原則、各薬局と香川県が直接行うことになっておりま
すが、本社等が窓口となって複数薬局を取りまとめて協議書の提出を行う場合は、
別紙 2 「本社等で取りまとめる場合」に必要事項を記載し提出くださるようお願い
します。

【担当者】

〒760-8570 高松市番町 4-1-10

香川県 健康福祉部 感染症対策課

総務・感染症グループ 藪内・亀井

TEL 087-832-3938 FAX 087-861-1421

E-mail wg4543@pref.kagawa.lg.jp